

藤枝市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

藤枝市後期高齢者医療に関する条例（平成20年藤枝市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「法第55条第1項」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、「同項」を「法第55条第1項」に改め、同条第3号中「法第55条第2項第1号」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第4号中「法第55条第2項第2号」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、同条に次の1号を加える。

- (5) 法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により藤枝市が行う国民健康保険の被保険者であった被保険者

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第3条第5号の規定は、平成30年4月1日以後に後期高齢者医療の被保険者の資格を取得した者に適用し、平成30年3月31日以前に後期高齢者医療の被保険者の資格を取得した者については、なお従前の例による。